



新年のごあいさつ

鹿児島県司法書士会

会 長 上 前 田 和 英

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新たな年をお迎えられたことを、心からお慶び申し上げます。

昨年10月に実施された衆議院議員総選挙の結果、連立与党の圧勝により、再度安倍内閣が発足され、今後も経済政策を引き続き推し進めて行くとの方向性が示されました。

その中で、経済の再生・地方の創生・医療や介護等の社会保障の充実等が掲げられておりますものの、まだまだ地方都市部においては、景気回復・経済の活性化等を実感できずにいる状況であると思われまます。

本年は、冬季オリンピックが隣国である韓国のピョンチャンで開催されますが、是非日本選手に活躍していただき、日本国民に感動を与え、良い結果をもたらして、2020年開催予定である夏季東京オリンピックに繋げていくことを期待しております。

さて、昨年の5月に3期目となる会長に就任して以来早7ヶ月が経過しましたが、新たに4名の役員が就任した新執行部での事業につきましては、委員会等の編成に時間を要してしまい、事業計画における執行がやや遅れることとなり、残された3ヶ月で対応していくこととなりますので、ご協力ご理解の程よろしくお願いいたします。

新執行部内においては、各自が自覚と責任を持って事業執行にあたっていく環境作りの一環として、あらゆる情報の共有を図り、その結果として、会員各位にも司法書士制度の充実発展のために実践していただける土台作りをしていかなければならないと感じております。

その中で、司法書士法改正についてですが、昨年6月の連合会総会において会長が変わり新執行部が組織されたことにより、停滞していた感があった活動にも、ようやく具体的な動きが出てきて、次の4つの改正項目を会員に対して提示しております。

1. 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること。
2. 懲戒処分権者を法務大臣にすること。

3. 全ての懲戒処分に関し，法上，聴聞・弁明の機会を付与する等適性手続の保障に関する規定を整備すること。
4. 懲戒処分に関係する事由があったときから一定期間経過した場合は，懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと。

今後も，司法書士法改正については，会長会・部会等での情報を入手出来しだい，皆様方にお知らせして行きたいと考えます。

また，今年の定時総会は，鹿児島会として初めて代議員制総会から全員参加制による総会へ移行した初めての総会でありましたが，130名余りの会員の参加をいただき，活発な議論等が出来たものと思われまます。本年も多くの会員の皆様方が出席し，さまざまなご意見ご要望等を執行部に対して伝えていただくよう執行部一同努力してまいりますので，是非とも5月19日に開催されます平成30年度定時総会へ出席くださるようお願い申し上げます。

最後に，会員皆様のご健勝，ご活躍並びに関連団体，関係機関の今後益々のご発展を心より祈念いたしまして，新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

鹿児島地方法務局長 新井浩司

新年、明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の会員の皆様には、御家族と共に、お健やかに新年を迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、貴会及び会員の皆様から、登記・供託制度の充実・発展と法務局の業務の適正かつ円滑な遂行について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年を振り返りますと、相続登記促進の一方策として、5月29日から「法定相続情報証明制度」の運用が開始されたことが法務局にとっての大きなトピックでありました。御承知のとおり、この制度は、法定相続人は誰かを登記官が証明するものであり、登記のみならず、預貯金の払戻しや行政機関への届出などの各種相続手続に広く活用してもらうとともに、この制度の利用者に対して相続登記の申請を直接促すことにより相続登記が促進されることを期待するものです。

当局全体では、制度開始から平成29年11月末までに382件の申出があり、1619通の一覧図の写しを交付しました。その利用目的の内訳は預貯金の払戻しが47%と最も多く、次いで不動産登記が41%、その他が12%となっています。制度開始から7か月余りたちますが、今後、国民の皆様にも更に利用してもらうための広報等に積極的に取り組んでまいりますので、会員の皆様におかれども、多方面に周知してまいりますようお願いいたします。

相続登記の促進の関係では2月1日に、貴会、土地家屋調査士会及び当局が連携して相続登記の促進を図るための各種事業を実施するため、「『未来につなぐ相続登記』推進プロジェクト」を立ち上げ、7月に休日相談会を開催しました。当日は27件の相談のうち半数以上が相続登記に関するものであり、相続登記の促進に一定の効果があったものと考えております。今後も同プロジェクトにおいて実効性のある事業を展開していきたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

ところで、法務省は、相続登記の促進のための登録免許税の特例について、昨年8月末以降財務省に対して要望をしてきたところであり、一方、税制改正に関しては、与党で検討され、昨年12月に閣議決定されました。また、昨年10月には、いわゆる所有者不明土地問題を契機として、人口減少社会を見据えた登記制度・土地所有権の在り方等に関する中長期的課題について、民事

基本法制における論点や考え方等の整理をするため、「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」を発足させました。今後も相続登記の促進，所有者不明土地等に関する様々な取組が行われることが予想されますが，これらの取組を着実に実施していくためには，貴会と当局の緊密な連携・協力が必要不可欠となりますので，引き続き，御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また，オンライン申請の利用促進については，各登記所の職員が皆様の事務所に伺ってオンライン申請の御利用をお願いしておりますが，当局の申請率はいまだ低調であり，全国的にみると，トップの局からは25ポイント以上も下回っている状況にあります。オンライン登記申請の利用促進の目的は，利用者の利便性の向上はもちろんのこと，平成31年度から段階的に登記所に導入される予定の新たな登記情報システムにおいてはオンライン申請を前提として大幅な事務の効率化が図られることとなっており，この効果を最大限にいかすことによってより一層の適正・迅速な事務処理を行うことにあります。今後も更なるオンライン申請率向上に向けて取り組んでまいりますので，会員の皆様におかれても一層の御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに，会員の皆様には，登記・供託のみならず簡易裁判所における訴訟代理や成年後見等を含め，国民の身近な法律専門家としてなお一層御活躍されることを御期待申し上げるとともに，鹿児島県司法書士会のますますの御発展と会員及び御家族の御多幸を祈念いたしまして，新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。





新年のご挨拶

鹿児島地方・家庭裁判所長 松井英隆

新年明けましておめでとうございます。鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、清々しい初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年も、裁判所の業務の運営につき格別のご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

さて、昨年の当地における事件動向をみますと、管内簡易裁判所における民事訴訟事件は、交通損害賠償事件は引き続き増加していますが、訴訟事件全体では、ほぼ横ばいという状況にあります。一方、民事調停事件については、全国的には減少が続いている中、当庁管内にあっては、やや増加に転じました。ご存知のとおり、調停手続には、次のようなメリットがあります。①法律だけにとらわれず、当事者の合意により実情にあった柔軟な解決が図れる。②手続が簡易で、秘密が守られる。③費用が、民事訴訟に比べて低廉である。④多くの事件が申立てから3か月以内に調停が成立するなどして終了するなど、手続に要する期間が短い。⑤調停が成立するか、調停に代わる決定について異議申立てがなく確定した事件の割合が、近年7割を超えている。⑥合意を記載した調停調書には、確定判決と同じ効力がある。このようにメリットの多い調停手続の利用が進んできていることは、大変有難いことであると思います。

また、施行後8年7か月が経過した裁判員裁判事件についてですが、鹿児島では、これまで130件以上の審理が行われています。これまでのところ、県民の皆様のご理解とご協力があって概ね安定的に運営されているとの評価を得ているものと認識しています。

家事事件手続法が施行されて5年が経過しました。同法の施行は、家庭裁判所の紛争解決機能を強化するための重要な契機であり、家裁の主要な事件である家事調停の充実を図り、また、これと審判や人事訴訟との連携など、家裁全体として紛争解決機能の強化に取り組んできました。しかし、遺産分割事件や子の監護に関する事件などの複雑困難な類型の事件もさらに増加しているところであり、運営改善に取り組んでいけたらと考えています。さらに後見関係事件は、現在の成年後見制度が始まった平成12年4月以来増加を続けていますが、平成29年3月には、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。制度の運用を担う家裁としても、法の理念に沿った利用しやすい制度の運用の実現に向け、政府等の取組を踏まえ、地方自治体や専門職団体等と適切に連携しつつ、取り組んで参りますが、特に市町村等が中核機関を設置し、機能させていく上では、裁判所内部での取組のみならず、利用者の身近なと

ころで福祉行政を担い又はこれを支援する地方自治体の関与が不可欠であり、また、身上監護や財産管理において専門的な知見を有する専門職団体との連携が重要です。

いずれにしましても、裁判所を取り巻く情勢が大きく変化する中、国民の権利を保護し、また、適正な法的紛争解決を通じて法の支配を実現・確保するという裁判所の不変の使命を果たしていくためには、司法書士をはじめとする専門職の皆様との連携を図りながら種々の取組を進めていく必要があります。鹿児島県司法書士会の皆様には、一層のご御支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

年頭に当たり、鹿児島県司法書士会の更なるご発展と、会員の皆様のますますのご健勝・ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

日本司法支援センター（法テラス）

鹿児島地方事務所 所長 鳥丸 真人

明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

上前田会長をはじめ会員の皆様には、書類作成援助、法律相談援助、審査等、法テラスの業務にご協力いただき、心より感謝申し上げます。児玉副所長には執行部の円滑な運営にご尽力いただいて、鹿児島地方事務所も無事に業務を遂行しているところです。

総合法律支援法が一昨年に改正され、認知機能が十分でない高齢者・障がい者、DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対し、法律相談を実施する制度が本年1月24日に施行されることになりました。高齢者・障がい者に対する援助は、援助が必要であるのに自発的に申し出ることが困難な人に対し、公共機関が働きかけていくアウトリーチの手法によって、法律相談を実施するものです。DV等の被害者に対する援助は、配偶者暴力等を受けている疑いのある人に対して速やかに、法律相談を実施するものです。施行を前に法律相談を担う側の実施体制がまだ十分に整っていませんし、「資力を問わない」法律相談といいつつ、資力のある人には相談料を負担してもらうので、利用者に分かりにくい制度です。法改正に際して衆参両議院で附帯決議がなされ、費用負担を求める基準等については利用者が躊躇することがないようにすることとされましたので、引き続き検討されると思います。制度を実施して走り出してみても、問題点を考えていくことでしょうか。実施していくうちに皆様にご迷惑をおかけすることがあるかもしれません。ただ、既存の法律相談の仕組みがありますし、DV等の被害に対しては警察関係の機関が十分に役割を果たしているため、混乱が生じることはないと思います。

司法書士会や弁護士会をはじめ法律問題に関係する士業は、以前に比べて業務の境界が曖昧になり、かといってそれほど業績が伸びず、一方では広く公益活動を求められています。経済的基盤が安定してこそ公益活動に従事できるのですが、法律相談が減少しており、裁判所の事件数も増えていません。経済情勢では日本の景気がよくなっているといわれても、実感が伴っていませんが、それでも不動産取引が堅調に推移しており、登記業務に結びついているのは何よりです。先行きの見通せない時代を何とか乗り切っていきたいものです。

法テラスは、情報提供を本来業務として関係機関に繋ぎ、問題の解決を目指します。古くから

地域の住民の相談相手になっていたのは身近にいる司法書士であり、地域に密着した活動を実践してこられました。地域の住民に親しまれてきた司法書士の皆様には、これからも法テラスにご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

年頭にあたり、鹿児島県司法書士会の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島地方検察庁検事正 村瀬 正 明

新年明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会会員の皆様が、御家族と共に健やかに新しい年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

ところで、私の中学高校時代の親友が関東地方で司法書士をしています。同じ「～士」として頑張ろうと話し（私は「～士」からはそれてしまいましたが。）、国家試験受験のための予備校にも一緒に通いました。鹿児島県司法書士会寄稿のお話をいただいたので、久しぶりに彼のホームページを見ました。そして、以前のもと比較してみました。かつては相続、マイホームの購入等で生じる不動産登記、会社登記を事務所の取扱業務として掲載していたのに対し、今は債務整理、過払い金の請求といったものが前面に出ていました。時代や社会のすう勢を背景に、司法書士としての活躍の舞台も移り、拡大し、求められている司法書士像も変化しているのだ、と理解しました。

鹿児島県司法書士会では、司法過疎の解消並びに市民への法的サービスの拡充を目的として、南大隅地区司法書士法律相談センターの運営や過疎地巡回相談会の開催を始めとして、公益的活動すなわち高校生のための消費者教育教室、小学生の法律教室等に努められていると伺いました。このことも大きな流れとして同じであるとともに、法治主義・法の支配の浸透を通じた国民の幸福実現に向けた法律家の在るべき活動なのだと感銘を受けています（何度か南大隅を訪れましたが、同地区における法律相談センターの運営については特に意義があることだと感じております。）。

私どもの検察庁は、刑事事件を捜査して真相を明らかにし、その犯人を処罰することを通じ、正義を実現し、市民生活の基盤である法秩序を守る任を負っています。

これが検察の一貫した使命であります。時代や社会の変化に応じて、検察権の行使に当たりまして、再犯防止・社会復帰という観点からの積極的な検討も必要になってきています。

平成14年以降、一般刑法犯の認知件数が減少傾向にある中、繰り返して犯罪を犯す再犯者の検挙人数に占める割合が増加していて、再犯者率が20年連続で上昇し、過去最悪になっていることについては既に報道等されているとおりです。高齢犯罪者・薬物依存者に対する再犯防止対策が国を挙げての課題として認識されるようになっていきます。そして、平成28年施行された再犯の防止等の推進に関する法律を踏まえると、安心・安全に暮らすことができる社会の実現に向け、こ

れからは、地域社会の協力を得つつ、国の機関・地方公共団体等・民間団体等が再犯防止施策に関して十分な連携をしていくことが求められています。鹿児島においても、今年から同法律に基づき、本格的な連携による各種施策が行われていくことになるはずです。

鹿児島地検としても、法と証拠に基づいた検察権行使に当たって、関係機関・団体ともよく連携し、皆様の御理解もいただいて、鹿児島を安心・安全でより治安の良い街として更に維持発展させるため、努力していくつもりでおります。どうぞ今年もよろしく願いいたします。

最後になりますが、鹿児島県司法書士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御活躍を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島県土地家屋調査士会

会長 宮脇謙舟

あけましておめでとうございます。新しい年を迎え、司法書士会の先生方におかれましては、益々ご健勝のことと心よりお喜び申し上げます。また、日頃より私ども鹿児島県土地家屋調査士会会員がお世話になっておりますことを感謝申し上げ、本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

鹿児島県土地家屋調査士会のご報告をさせていただきます。

昨年、平成29年5月26日に開催されました平成29年度総会にて私、宮脇謙舟が新たに会長へ就任致しました。2年間どうぞ宜しくお願いします。

本年度は鹿児島県会が九州ブロックの担当会になっている為、早速、翌週の6月3、4日に九州ブロック協議会の総会を鹿児島で行いました。その後も10月21、22日に九州ブロック担当者会同、翌23日に九州ブロックゴルフ大会を行いました。また、本年1月27、28、29日には九州ブロック新人研修会を開催致します。8年に1回まわってくる担当会である為、私を含めなれない新執行部で右往左往している状況です。司法書士会様にも何かとご協力頂いています事を感謝申し上げます。

次に、本会の境界問題相談センターかごしまは、裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（ADR法）に規定された法務大臣の認証を現在申請中であり、本年度中に認証取得予定です。認証を受ける事により、報酬や時効の問題もクリアされ、更に多くの県民の皆様のお役に立てるのではないかと期待をしています。

また、全国的にも問題となっていますが空き家や耕作放棄農地、相続未了地、所有者所在不明土地が大きな問題になっています。私達の境界確定業務に関してだけでも、隣接土地所有者との立会が出来ず困ってしまう案件が急速に増加しています。公共事業でも隣接者が不明の為に境界確定、分筆登記が出来ない為に事業が滞ってしまう案件があるようです。本年1月9日に「所有者所在不明土地」について鹿児島県と共催にて鹿児島県県庁講堂にて早稲田大学の山野目先生をお迎えして講演会を開催致します。司法書士の先生方にも関わりのある事があるかと存じます。是非、お越し下さいますようお願い致します。

第4次産業革命が既にはじまっています。我々の業界でも、地理空間情報の共有化をはじめ、官民データ活用による登記所のオープンデータ化、G空間情報センターの利用、93条報告書もビッ

グデータとして利用していく，この様な事が現実になろうかとしています。土地家屋調査士も更に国民の皆様から必要とされるべく，研鑽を積んでいきます。お互いに頑張りましょう。

本年は私の干支であります戌年です。きっと良い年になる事でしょう。

鹿児島県司法書士会の皆様の益々のご発展と，会員の皆様のご多幸を祈念いたしまして，新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
鹿児島支部支部長 内田 大介

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様ご承知のとおり、昨年3月に内閣府において、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく『成年後見制度利用促進基本計画』が閣議決定されました。その中では「財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」等の項目が主眼として掲げられていますが、これはまさに当法人が従前から目標として取り組んできた事項であり、協議会・中核機関（センター）の整備においても我々の持てる力を発揮する場面があるのではないかと感じています。県や各市町村の高齢者福祉課・障害者福祉課や家庭裁判所をはじめとして関連士業団体（県弁護士会、当法人支部、県社会福祉士会、県行政書士会、税理士会）、民間団体などさまざまな組織・団体が協力し連携していくという、これまでの枠組みに捉われない大プロジェクトであり、それには多大な困難が待ち受けているかもしれません。しかし、今後の認知症高齢者の増加を前には待たないの状況と言えますので、当法人としましては会員の方々のご理解・ご協力をもとにでき得る限りの力を尽くしてまいりたいと思います。

さて、当支部の現在の状況は、会員数138名（法人会員1件）となり、昨年より8名増加で年々微増しています。対外向けに実施している事業としましては、①市町村その他団体向け出張説明会・講演会、②高齢者・障害者のための無料出張相談、③金融機関との取次サービス、④離島における講演会・相談会を従前どおり実施しておりまして、利用者・参加者の方々から毎々ご好評いただいております。リーガルサポートは来年設立20年目という節目の年を迎えることとなりますが、これまでの歩みを振り返り、今後の新たな目標を思い定める契機としまして、当支部において市民向けシンポジウムを開催すべく企画検討してまいります（実施は来年明けの予定です）。

末筆ながら、会員の皆様及び関連諸団体のご多幸とますますのご活躍・ご発展をお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 安田 雅 朗

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年8月の総会において理事長に再任されました。公嘱協会におきましては、受託業務が減少し大変厳しい状況が続いていますが、協会を維持・発展できるよう、協会の運営に努めていく所存でありますので、引き続き皆様方のお力添えを賜りたく、よろしくお願いいたします。

公嘱協会は全国的に厳しい状況であり、九州では福岡・熊本・宮崎・鹿児島の4県が存続していますが、先に行われた九州ブロックの総会において一様に受託の増加がなかなか見込めず、協会の存続も厳しい状況であるとの報告を受けました。

このような状況ではありますが、各自治体は職員では手の付けられないような事案を多数抱えており、近年、そのような複雑な事案の依頼は増えていきますので、公嘱協会の必要性を改めて感じています。各自治体に継続的に働きかけていくことで受託につなげることができるのではないかと考え、各自治体に対し、当協会の積極的な活用をお願いしているところです。

鹿児島県においては、これまでの働きかけにより、用地調査員では処理困難な案件について発注していきたいというお話をいただき、相続調査や不在者財産管理人選任申立等の依頼を継続して受けています。また、県の外郭団体である道路公社も継続して協会を活用していただいています。さらに受託業務を拡大すべく、県議会議員顧問の先生方のお力添えをいただき、県知事に対し公嘱協会の積極的な活用について要望いたしたところです。

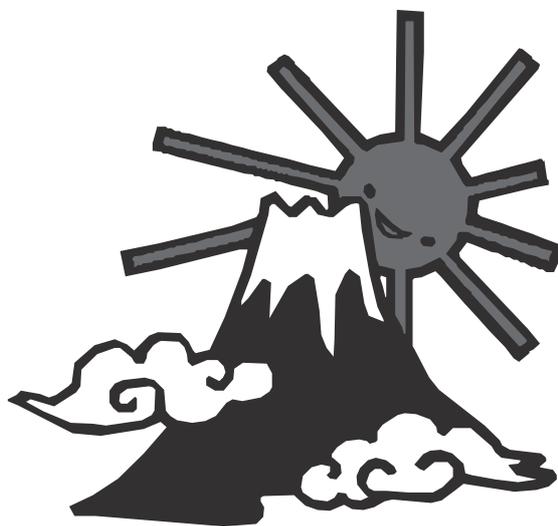
鹿児島市においては、道路管理課から受託している相続調査について、他の課でも活用いただけるようお願いしています。また、担当者や土地家屋調査士協会との連携を密にし、市議会議員顧問の先生方にもご協力をいただきながら、新規業務開拓に努めてまいります。

その他各市町村に対しては、定期的に相談会等の案内を行い当協会の周知を図っていますが、なかなか受託に結びつかない状況です。今後も、各地区幹事と連携し、当協会の受託実績を具体的にアピールして、多くの自治体から相談も含めて受託できるような体制づくりを目指したいと考えます。

会員の皆様におかれましては、自治体から公嘱案件について相談が寄せられるようなことがありましたら、ぜひ当協会の活用について案内いただくようお願い申し上げます。

社員の皆様におかれましては、公嘱業務に関わることは公共の利益のための寄与であるということをご理解いただき、ご協力のほどお願いいたします。また、総会の開催に合わせて業務研修会を開催しています。多くの会員の皆様と意見交換を行い、より良い協会運営に努めたいと考えますので、積極的な関与を重ねてお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様の今後ますますのご繁栄とご多幸を心より祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島県司法書士政治連盟

会長 喜山修三

会員の皆様、関連団体の皆様明けましておめでとうございます。

皆様にとって健やかな新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

さて、今年は明治維新から150年になりますが、広い意味での司法書士制度（正確には明治5年8月3日太政官無号達「司法職務制定制」の「書士人代書人代言人職制」）、も数年後には150年の節目の年となります。この間、司法書士制度や司法書士を取り巻く環境は、劇的に変化してきております。

平成17年3月に施行された改正不動産登記法により登記の申請が郵送又はオンライン申請ができるようになりました。長らく「当事者出頭主義」を経験してきた私達には衝撃的な改正でした。

また、平成18年5月には会社法が施行され、株券や会社設立時の最低資本金に関する考え方が商法の時代と180度変わったことに、再び衝撃を受けました。ごく最近では、平成29年5月に「法定相続情報証明制度」が始まりましたが、手数料が無料だということにも驚かされました。この制度のおかげで、これまで煩雑であった銀行や保険会社への手続きが簡便になりました。

法律は時代の変化と国民のニーズに合わせて改正されますが、司法書士制度もその例外ではありません。司法書士制度が、未来に向けて発展するためには、個々の司法書士が、改正された法律に迅速に対応するとともに日々の仕事において依頼者の信頼を積み重ねてゆくことが大切であると考えます。

夜明けのオレンジ色に輝く光は、新たな気持ちをたたせてくれますが、年の始まりはその思いをいっそう強くさせてくれます。政治連盟は、社会の信頼に応えられるよう、そして次の世代の方たちに素晴らしい制度を引き継げられるよう本会や関連団体と密に連絡を取りながら気を引き締めて役員一同頑張る所存ですので、会員の皆様もご協力をお願い致します。



新年のご挨拶

鹿児島県青年司法書士会

会長 岩崎 憲 司

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、健やかに新年を迎えられたことをお慶び申し上げます。

また、平素より鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、世界陸上男子リレーで銅メダルの取得、桐生祥秀選手の100メートル9秒98の日本記録更新など、日本陸上競技会において歴史的な躍進を遂げた一年となりました。その他、藤井聡太棋士がプロデビュー後、公式戦を29連勝と歴代記録を更新するなど、若くして活躍する姿に刺激を受けたところでもあります。

その一方、北朝鮮情勢の激化により、日本の上空を北ミサイルが通過するなど、平穏な生活を脅かす緊迫した状況も続いております。

また、一昨年の熊本地震の傷跡は未だ深く、今もなお復興が続いている状況であること、昨年は新たに福岡県・大分県を中心とする九州北部豪雨の災害が発生するなど、被災された地域の皆様におかれましては大変辛い一年であったと思います。被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、被災地の安全と、一日も早い復興を心より願っております。

青年会としても、災害支援・復興支援活動を続けていきたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、青年会の活動を報告させていただきます。

現在の青年会会員数は135名（正会員82名、賛助会員53名）となっており、様々な活動しております。

例年に引き続き、NPO法人が実施する路上生活者へ、相談会を兼ねた炊き出しの実施、児童養護施設における法律教室の実施、更生保護施設における法律相談・法律教室を実施しておりますが、新たに、児童養護施設から刑犯罪を中心とする法律教室の開催要望をいただいたため、犯罪に巻き込まれないように過ごせるよう、テキストの作成から工夫を重ね、無事に実施することが出来ました。また、これまでの更生保護施設での活動が評価され、当会が表彰されることとなり、会員の皆様方の努力と功績が称えられた結果だと思い、代表して表彰状を拝受させていただきました。

前記活動に加え、生活保護110番の開催も予定しているところ、本年4月7日、8日に行われる、九州ブロック青年司法書士連絡協議会の業務研修会で研修内容を担当することとなり、実行委員会を立ち上げ、よい研修内容となるように準備を進めているところでございます。

会員の皆様方におかれましては、今後の青年会の活動及び発展のため、重ねてご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、旧年中に賜りましたご厚情に深く感謝申し上げますと共に、会員の皆様のご健勝と更なるご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

